

第八十七号議案

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年九月十四日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成三年七月江戸川区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「基づき」を「基づき、」に改め、同条第二項第四号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の定年等に関する条例第九条の規定により同条第一項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

付 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（説明）

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の改正に伴い、外国の地方公共団体の機関等へ派遣することができない職員に、管理監督職勤務上限年齢制

定による他の職への降任等を延長された管理監督職を占める職員を加えるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。